

議案第42号

上越市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

上越市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上越市公営企業の設置等に関する条例（昭和46年上越市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。